

政令第三百十二号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十七号及び別表第三第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百六十三号を第百六十八号とし、第百五十八号から第百六十二号までを五号ずつ繰り下げ、第百五十七号を第百六十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十二 二―（四―メトキシベンジル）―五―ニトロ―一―「二―（ピロリジン―一―イル）エチル」

ベンズイミダゾール及びその塩類

第一条中第百五十六号を第百六十号とし、第百十八号から第百五十五号までを四号ずつ繰り下げ、第百十七号を第百二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十一 六a・七・八・九・十・十a―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H

—ジベンゾ「b・d」ピラン—オール及びその塩類

第一条中第百十六号を第百十九号とし、第八十二号から第百十五号までを三号ずつ繰り下げ、第八十一号を第八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十四 五—ニトロ—二—（四—プロポキシベンジル）—「二—（ピロリジン—イル）エチル」

ベンズイミダゾール及びその塩類

第一条中第八十号を第八十二号とし、第二十四号から第七十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二十三号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 二—（四—エトキシベンジル）—五—ニトロ—「二—（ピペリジン—イル）エチル」ベ

ンズイミダゾール及びその塩類

第一条中第二十二号を第二十三号とし、第十二号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 一—（エチルアミノ）エチル—二—（四—イソプロポキシベンジル）—五—ニトロベンズイミダ

ゾール及びその塩類

第四条中第七十九号を第八十号とし、第六十五号から第七十八号までを一号ずつ繰り下げ、第六十四号の次に次の一号を加える。

六十五 N―(プロパン―ニ―イル)カルバミン酸ニ―「(カルバモイルオキシ)メチル」―ニ―メチルペンチル(別名カリソプロドール)及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。